

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構看護師等修学資金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条又は第21条の規定により、文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した大学、学校、専門学校又は養成所（以下「学校等」という。）に在学する者に、その修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構（以下「法人」という。）における看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）の確保及び資質の向上を図ることを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 学校等を卒業後、法人への就職を希望する者であること。
- (2) 学業成績が優れ、かつ心身ともに健康であること。
- (3) 山形県看護職員修学資金を除き、当法人以外への就職を要件とする修学資金の貸与を受けていないこと。

(貸与の額及び期間)

第3条 修学資金の貸与額は、月額50,000円以内で理事長が定める額とする。

2 修学資金の貸与期間は、貸与決定した日の属する月から、学校等の修業年限に相当する期間内とする。

(貸与の申込み)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、理事長に申込みしなければならない。

(貸与の決定及び契約)

第5条 理事長は、前条の申込みがあったときは、予算の範囲内で貸与の可否及び貸与額を決定し、その旨を本人に通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定により貸与の決定を受けた者（以下「修学生」という。）と修学資金の貸与に関する契約を締結するものとする。この場合において、修学生は連帯保証人を立てなければならない。

(貸与の休止)

第6条 理事長は、修学生が留年し、休学し、又は停学処分を受けたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から進級又は復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。

(貸与契約の解約)

第7条 理事長は、修学生が次のいずれかに該当するときは、貸与契約を解約するものとする。

- (1) 学校等を退学したとき。
- (2) 学業成績が著しく不良であると認められるとき。
- (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (4) 心身の故障のため修学の見込みがないと認められるとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(修学資金の返還)

第8条 理事長は、修学生が次のいずれかに該当するときは、返還期間中に利息を付して、修学資金貸与期間に相当する期間の範囲内で、修学資金の返還を求めるものとする。

- (1) 学校等を卒業したとき。
- (2) 前条の規定により貸与契約を解約したとき。
- (3) 第10条第1項の規定による返還債務の免除を受ける前に業務中以外の事由により修学生が死亡したとき。

(返還債務履行の猶予)

第9条 理事長は、修学生が次のいずれかに該当するときは、履行期の到来した修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 法人において看護師等の業務に従事しているとき。
- (2) 第7条の規定により貸与契約が解約された後、引き続き当該学校等に在学しているとき。
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない事由により、修学資金の返還債務の履行を猶予する必要があると認められるとき。

2 理事長は、前項の規定により返還債務の履行を猶予したときは、当該猶予期間中は利息を付さないものとする。

(返還債務の免除)

第10条 理事長は、修学生が次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 法人において看護師等の業務に従事した期間が、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構就業規則第19条、第27条、第31条、第32条及び第33条に規定する休暇、休職又は休業した期間を除き、学校等の修業年限に相当する期間に達したとき。
- (2) 前号に規定する看護師等の業務に従事した期間中において、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 理事長は、修学生が災害又は疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することができなくなったとき、貸与した修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(補則)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度に入学する者から適用する。

附 則 (平成26年11月27日改正)

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 23 日改正）
この規程は、平成 29 年 2 月 23 日から施行する。